

令和4年度 市民税・県民税申告書の書き方

2 収入・所得金額

所得の種類ごとに、前年1年間（1月1日から12月31日まで）の収入金額から必要経費等を差し引いて所得金額を計算します。
（1円単位まで計算して記入してください。）

所得の種類	内容	必要経費等	所得の求め方
ア 営業等	製造業、卸売業、小売業、サービス業、建設業、飲食業その他の営業等から生じる所得	売上原価、租税公課、地代・家賃、給与・賃金、減価償却費 など	収入金額 - 必要経費
イ 農業	農作物の生産、農家が営営する家畜などの飼育などの事業から生ずる所得	種畜・肥料・防虫剤など、飼料費、雇人費、租税公課、農具・果樹等の減価償却費 など	
ウ 不動産	地代・家賃、土地や建物の権利金、船舶の貸付料などによる所得	修繕費、火災・損害保険料、租税公課、減価償却費、管理費、借入金の利子 など	収入金額 = 所得金額
エ 利子	所得税が源泉徴収されない預金等の利子など（例：国外で支払われる預金等の利子）	なし	
オ 配当※1	株式又は出資の配当や剰余金の分配など	株式の取得、出資のために借り入れた負債の利子	収入金額 - 負債の利子
カ 給与	俸給、給与、賃金、賞与、歳費	給与所得控除額	下記「別表1」参照
キ 公的年金等	国民年金、厚生年金など	公的年金等控除額	下記「別表2」参照
ク 業 務	原簿料、講師料など	売上原価、その年に生じた費用など	収入金額 - 必要経費
ケ その他	個人年金、互助年金など	売上原価、その年に生じた費用など	収入金額 - 必要経費
コ 短期	土地、建物、株式、機械、特許権などの譲渡による所得 ※2	購入代金、設備費、改良費などの取得費 仲介手数料、測量費、印紙代、立退料などの譲渡費用	収入金額 - (取得費+譲渡費用) - 特別控除額 ※長期譲渡所得(総所得分)は算出後1/2を掛ける
シ 一時※3	懸賞金、競馬等の払戻金、生命保険の一時金や損害保険の満期戻戻金など	収入を得るために支出した金額	収入金額-支出した金額 - 特別控除額(上限50万円) ×1/2

〈別表1〉

給与の収入金額	給与の所得金額（所得金額調整控除適用前）
～ 550,999円	0円
551,000円～1,618,999円	収入金額-550,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円～1,799,999円	収入金額÷4 A×2.4+100,000円
1,800,000円～3,599,999円	A×2.8-80,000円
3,600,000円～6,599,999円	A×3.2-440,000円
6,600,000円～8,499,999円	収入金額×0.9-1,100,000円
8,500,000円～	収入金額-1,950,000円

〈別表2〉

受給者の年齢	令和3年中の公的年金等の収入金額の合計 (ア)	公的年金等雑所得以外の合計所得金額が		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超
65歳以上 (昭和32年1月1日以前生まれ)	330万円以下	(ア)-110万円	(ア)-100万円	(ア)-90万円
	330万円超 410万円以下	(ア)×75%-27万5千円	(ア)×75%-17万5千円	(ア)×75%-7万5千円
	410万円超 770万円以下	(ア)×85%-68万5千円	(ア)×85%-58万5千円	(ア)×85%-48万5千円
	770万円超 1,000万円以下	(ア)×95%-145万5千円	(ア)×95%-135万5千円	(ア)×95%-125万5千円
1,000万円超	(ア)-195万5千円	(ア)-185万5千円	(ア)-175万5千円	
65歳未満 (昭和32年1月2日以降生まれ)	130万円以下	(ア)-60万円	(ア)-50万円	(ア)-40万円
	130万円超 410万円以下	(ア)×75%-27万5千円	(ア)×75%-17万5千円	(ア)×75%-7万5千円
	410万円超 770万円以下	(ア)×85%-68万5千円	(ア)×85%-58万5千円	(ア)×85%-48万5千円
	770万円超 1,000万円以下	(ア)×95%-145万5千円	(ア)×95%-135万5千円	(ア)×95%-125万5千円
1,000万円超	(ア)-195万5千円	(ア)-185万5千円	(ア)-175万5千円	

- ※1 支払いの際に市民税・県民税5%が特別徴収された上場株式等の配当等は、原則として申告不要です。申告する場合は、総合課税又は分離課税を選択でき、特別徴収された税額と調整して税額を決定します。なお、総合課税の対象とした国内配当等所得については、配当控除の適用を受けることができますが、分離課税を選択した配当等所得については、配当控除の適用はありません。上場株式等の配当等、譲渡所得等を申告する場合は、その所得は合計所得金額に算入されます。その結果、国民健康保険料などの各種保険料が上がったり、当該申告をした人を同一生計配偶者又は扶養親族として申告できなくなる場合がありますのでご注意ください。
- ※2 譲渡所得のうち、土地、建物、株式等の譲渡所得は、他のものと分離して特別の税率（税率は裏面の分離課税分参照）及び計算方法を適用します。支払いの際に市民税・県民税5%が特別徴収された上場株式等の譲渡所得等は、原則として申告不要です。申告する場合は分離課税となり、特別徴収された税額と調整して税額を決定します。
- ※3 総合課税の譲渡所得に適用する特別控除額（上限50万円）は、まず短期譲渡所得に適用し、残額を長期譲渡所得と合算し、総合譲渡・一時所得欄（申告書⑩）に記入します。

- 1 申告する人の1月1日現在の住所（1月2日以後に転居した人は現住所も記入）、氏名、生年月日、電話番号、個人番号（12桁のマイナンバー）をご記入ください。

令和4年度 市民税・県民税申告書

1月1日の住所 鎌倉市御成町18番10号	電話番号 0467 (23) 3000
現住所 同上	個人番号 123456789012
フリガナ カマクラ イチロウ	生年月日 明・大・令 26年3月1日
氏名 鎌倉 一郎	事務処理欄 大 玉 提出 家庭版 腰 深 郵送 株式

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

(a)	(b)	(c)
支払った医療費等	保険金等で補填される金額	差引金額(a)-(b)
112,000 円	112,000 円	
医療費控除	総所得等が300万円以上の人の総所得等の5%控除額(c)-(d)	
1	セーフティメーション税額の適用を要する場合はその2に「1」を記入	特別控除額 (e) 12,000円 計 88,000 円
国民健康保険	国民年金	180,000 円
2 57,000 円	課税のとおり	156,155 円
後期高齢者医療保険		
合計(1～6)		393,155 円
新生命保険料の計	新個人年金保険料の計	介護医療保険料の計
57,000 円		35,120 円
旧生命保険料の計	旧個人年金保険料の計	
78,000 円	125,000 円	
地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計
(支払額)	29,864 円	

1 収入金額等

事業	営業等	ア										
	農業	イ										
	不動産	ウ	2	5	0	0	0	0	0	0	0	0
	配当	エ			1	5	0	0	0	0	0	0
給与		カ										
公的年金等		キ	3	5	2	9	1	7	5			
雑	業務	ク										
	その他	ケ			6	0	0	0	0	0	0	0
組合	短期	コ	243									(特控除)
合	長期	カ	213									(1/2額)
議	一時	シ	214									(1/2額)
業	営業等	101	①									
	農業	102	②									
	不動産	104	③			9	8	7	0	0	0	
	利子	105	④									
	配当	108	⑤			1	5	0	0	0	0	
給与		110	⑥									
公的年金等		112	⑦	2	3	7	1	8	8	1		
雑	業務	116	⑧									
	その他	116	⑨			3	5	0	5	0	0	
合計		288	⑩	2	7	2	2	3	8	1		
総合議	一時	114	⑪									
計		120	⑫	3	8	5	9	3	8	1		

2 所得金額

雑損控除	140	⑬										
医療費控除	141	⑭			8	8	0	0	0	0		
社会保険料控除	143	⑮	3	9	3	1	5	5				
小規模企業共済等掛金控除	144	⑯			7	0	0	0	0	0		
生命保険料控除	⑰				1	4	9	2	8			
地震保険料控除	⑱				0	0	0	0	0			
寡婦・ひとり親控除	280	⑲			5	6	0	0	0	0		
障害者控除	281	⑳			3	3	0	0	0	0		
配偶者控除	152	㉑			0	0	0	0	0	0		
配偶者特別控除	283	㉒			7	1	0	0	0	0		
基礎控除	283	㉓			4	3	0	0	0	0		
合計	155	㉔	2	5	9	6	0	8	3			

4 所得から差し引かれる金額（住民税算出額）

扶養控除	283	㉕			0	0	0	0	0			
基礎控除	283	㉖			4	3	0	0	0	0		
合計	155	㉗	2	5	9	6	0	8	3			

5 寄附金控除（支払額）

都道府県・市区町村分（特別控除対象） 神奈川県鎌倉市	①	円	神奈川県条例指定分	③	円
日本赤十字社 神奈川県支部 都道府県・市区町村分	②	円	鎌倉市条例指定分	④	円

6 住宅借入金等特別控除

前年12月31日現在	住宅借入金等特別控除	131	円	住宅借入金等特別控除	160	円
前年12月31日現在	住宅借入金等特別控除		円	住宅借入金等特別控除		円

7 給与所得以外の納税方法

給与・公的年金等（令和4年1月1日において65歳未満の人は給与）以外の所得にかかる市民税・県民税の納税方法（希望の番号に○をつけてください。）

1 給与から差引き（特別徴収）	2 自分で納付（普通徴収）
-----------------	---------------

特別-1 普通-2 回特-3 寡婦-1 ひとり親-3 「5%」-1 「8%」-2 「10%」-4

前年収入がなかった人（遺族・障害年金のみの人を含む）

前年収入がなかった人は、申告書裏面の「17 前年収入がなかった人に関する事項」欄に前年の生活状況等をご記入ください。扶養親族がいる場合及び寡婦（ひとり親）や障害者に該当する場合は、申告書表面左部⑰～⑳の該当する欄に必要事項をご記入ください。

※遺族年金、障害年金、雇用保険の失業等給付などの収入は非課税所得のため、これらの収入のみであった人は、収入がなかった人に該当します。

17 前年収入がなかった人に関する事項

次の者から扶養又は扶助を受けた	住所	〇〇県 〇〇市 〇〇町〇〇〇	氏名	御成 次郎	続柄	父
学生で所得がなかった	学校名学部名等	〇〇大学 〇〇学部	卒業予定	R 4 年 3 月		
遺族年金・障害年金等を受けた	<input checked="" type="checkbox"/> 遺族年金	<input type="checkbox"/> 障害年金				
前年の生活状況を記入してください (該当項目の□にチェック)	<input checked="" type="checkbox"/> 預金等たぐわえて生活	<input type="checkbox"/> 病気療養中	<input type="checkbox"/> 生活保護を受けていた			
	<input type="checkbox"/> 雇用保険等の給付を受けていた	<input type="checkbox"/> その他 ()				

- 3 所得控除 障害者・寡婦・ひとり親・勤労学生・配偶者・配偶者特別・扶養控除は前年12月31日の現況で判定します。ただし、配偶者その他の扶養親族が前年中に死亡した場合、死亡時の現況で判定します。

控除	内 容	要 件 ・ 控 除 額	
⑩ 雑 損	あなたや、生計を一にする配偶者その他の親族（前年の総所得金額等が48万円以下）が災害や盗難、横断により損害を受けた場合	①損害金額-保険等により補てんされた額-(総所得金額等×10%) ②(災害関連支出の金額-保険等により補てんされた額)-50,000円	
⑪ 医療費	あなたや、生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合 ※①又は②のどちらかを選択して申告することができます。 ①は従来の医療費控除 ②は薬局等で購入した特定一般用医薬品等の医療費控除	①一般の医療費控除（限度額200万円） 支払った医療費-保険等により補てんされた額-ア ア 7割所得金額等の5% イ 10万円 ②セルフメディケーション税制（医療費控除の特例） 特定一般用医薬品の額-保険等により補てんされた額-12,000円（限度額88,000円） 詳しくは裏面「医療費控除」をご覧ください。	
⑫ 社会保険料	あなたや、生計を一にする配偶者その他の親族の国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料など支払った場合	支払った保険料の合計額	
⑬ 小規模企業共済等掛金	小規模企業共済等掛金、心身障害者扶養共済制度の掛金、確定拠出年金法の年金加入者掛金（企業型・個人型）を支払った場合	支払った掛金の合計額	
⑭ 生命保険料	あなたや、生計を一にする配偶者その他の親族の生命保険契約等に係る保険料、個人年金契約に係る保険料、及び介護医療契約に係る保険料を支払った場合	平成24年1月1日以前に締結した保険契約等に係る保険料（新生命保険料、新個人年金保険料、介護医療保険料）と、平成25年12月31日以前に締結した保険契約等に係る保険料（旧生命保険料、旧個人年金保険料）は、生命保険料額の計算方法が異なります。 ※新（旧）生命保険料、介護医療保険料、新（旧）個人年金保険料の区分は、生命保険会社等が発行する証明書に表示されています。 裏面「生命保険料控除表」より計算できます。	
⑮ 地震保険料	地震保険料又は旧長期損害保険料を支払った場合	地震保険料及び旧長期損害保険料の両方の支払額が2つ以上ある場合は、市民税課にお尋ねください。裏面「地震保険料控除表」より計算できます。	
⑯ 寡 婦	以下の①または②に該当し、ひとり親に該当しない人 ①夫と離婚した後再婚していない人で、扶養親族を有し、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下の人 ②夫と死亡した後再婚していない人や夫が生死不明などの人で、前年の合計所得金額が500万円以下の人 ※住民票の続柄に「夫（未届）」、「妻（未届）」と記載がある人は対象外です	26万円	
⑰ ひとり親	婚姻歴や性別に関わらず、現に婚姻をしていない人で、前年の総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子を有し、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下の人 ※住民票の続柄に「夫（未届）」、「妻（未届）」と記載がある人は対象外です	30万円	
⑱ 障害者	あなたや、同一生計配偶者その他の扶養親族が障害者の場合 ※16歳未満の扶養親族も含まれます	①障害者 26万円 身体障害者、戦傷病者、精神障害者保険福祉手帳の発行を受けている人など ②特別障害者 30万円 重度に障害がある人(身体1,2級、精神1級、療育A1, B2など) ③同居特別障害者 53万円 特別障害者である同一生計配偶者その他の扶養親族で、あなたや配偶者、生計を一にする親族のどなたかの同居を営んでいる場合	
⑳ 勤労学生	あなたが勤労学生で、前年の合計所得金額が75万円以下、かつ、勤労によらない所得が10万円以下である場合	26万円	
㉑ 配偶者	あなたの前年の合計所得金額が1,000万円以下で、かつ、生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が48万円以下）を有する場合	下表参照 ※(青色) 事業専従者や他の人に扶養されている人は除きます	
㉒ 配偶者特別	あなたの前年の合計所得金額が1,000万円以下で、かつ、生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が48万円超133万円以下）を有する場合	納税者本人の合計所得金額	
		配偶者の合計所得金額	
900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超	
S27.1.2以降生まれの配偶者	33万円	22万円	11万円
S27.1.1以前生まれの配偶者	38万円	26万円	13万円
配偶者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超
48万円超 95万円以下	33万円	22万円	11万円
95万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円
㉓ 扶 養	あなたや、生計を一にする扶養親族（前年の合計所得金額が48万円以下）を有する場合	あなたと生計を一にする親族の前年中の合計所得金額が48万円以下のとき。	
		※(青色) 事業専従者や他の人に扶養されている人は除きます 控除額：①特定扶養親族（平成11年1月2日～平成15年1月1日生まれ） 45万円 ②老人扶養親族（昭和27年1月1日以前生まれ） 38万円 ③同居老親等扶養親族（②のうち、同居している直系尊属） 45万円 ④一般扶養親族（	

控除額計算

4 医療費控除

前年1年間の支出等にもとづき該当する項目に支払金額等の必要事項をご記入ください。あなたや、あなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために支払った医療費等が対象です。従来の医療費控除と、健康の保持増進への一定の取組みを行う人が支払った「特定一般用医薬品等購入費」を対象とする「セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）」のうちいずれか一方を選択して申告できます。

※申告にあたっては、医療費の額・診療を受けた者の氏名・診療を行った病院等の名称を一覧にした「医療費控除の明細書」の添付が必要です。

	(a)	(b)	(c)	
⑭	支払った医療費等	保険金等で補填される金額	差引金額(a)－(b)	
医療費控除	①	②	③	
一般	総所得等が200万円以上の人 控除額 (c)－10万円	総所得等の5%	控除額 (c)－(d)	
	④	⑤	⑥	
特例	⑦	セルフメディケーション税制の適用を選択する場合は左の□に「1」と記入	特例控除額 (c)－12,000円	⑧

医療費控除の記入方法

①に支払った医療費の金額を記入　②に保険金等で補填された金額を記入

③に①から②を引いた金額を記入

【総所得金額等が200万円以上の人】④に③から10万円を引いた残りの金額を記入

【総所得金額等が200万円未満の人】⑤に総所得金額等の5％の金額を記入　⑥に③から⑤を引いた金額を記入

セルフメディケーション税制の記入方法(上限88,000円)

①に支払った医療費の金額を記入　②に保険金等で補填された金額を記入

③に①から②を引いた金額を記入　⑦に「1」と記入　⑧に③から12,000円を引いた額を記入

5 生命保険料・地震保険料控除

生命保険料控除表

生命保険料控除額は、下の表により計算します。平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る保険料（新生命保険料、新個人年金保険料、介護医療保険料）と、平成23年12月31日以前に締結した保険料等に係る保険料（旧生命保険料、旧個人年金保険料）は、生命保険料額の計算方法が異なります。

※新（旧）生命保険料、介護医療保険料、新（旧）個人年金保険料の区分は、生命保険会社等が発行する証明書に表示されています。

新生命保険料の支払額	円	左の金額を下の 計算式Ⅰ に当てはめて計算した金額	①	円	計(①+②)	③	円
旧生命保険料の支払額	円	左の金額を下の 計算式Ⅱ に当てはめて計算した金額	②	円	②と③のいずれか大きい金額	イ	円
新個人年金保険料の支払額	円	左の金額を下の 計算式Ⅰ に当てはめて計算した金額	④	円	計(④+⑤)	⑥	円
旧個人年金保険料の支払額	円	左の金額を下の 計算式Ⅱ に当てはめて計算した金額	⑤	円	⑤と⑥のいずれか大きい金額	ロ	円
介護医療保険料の支払額	円			円		ハ	円

計算式Ⅰ（新保険料用）	計算式Ⅱ（旧保険料用）	生命保険料控除額（イ＋ロ＋ハ） (限度額70,000円)		
支払額	控除額の計算式	控除額の計算式		
～12,000円	支払保険料の全額	～15,000円	支払保険料の全額	
12,001円～32,000円	支払保険料×2分の1+6,000円	15,001円～40,000円	支払保険料×2分の1+7,500円	
32,001円～56,000円	支払保険料×4分の1+14,000円	40,001円～70,000円	支払保険料×4分の1+17,500円	
56,001円～	28,000円(限度額)	70,001円～	35,000円(限度額)	

地震保険料控除表

地震保険料は、下の表により計算します。地震保険料及び旧長期損害保険料の両方の支払額が2つ以上ある場合は、市民税課へお尋ねください。

地震保険料の支払額	A	旧長期損害保険料の支払額	B	地震保険料控除額 (限度額25,000円)
	(限度額25,000円)		(限度額10,000円)	
地震保険料控除額	Aの金額×1/2		Bの金額(Bの金額が5,000円を超える場合はB×1/2+2,500円)	=

地震保険料支払額を申告書**5**「3. 所得から差し引かれる金額に関する事項」の**⑬**へ、地震保険料控除額を申告書**3**「4. 所得から差し引かれる金額（住民税算出額）」の**⑬**へ記入してください。

6 「①配偶者控除」「②配偶者特別控除」「③扶養控除」欄

配偶者や扶養親族の氏名、生年月日、続柄、障害者手帳等を持っている場合はその区分、同居・別居の状況等をご記入ください。
※「配偶者控除」は、あなたの前年の合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者の合計所得金額が48万円以下である場合に受けられます。
※「配偶者特別控除」は、あなたの前年の合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下である場合に受けられます。配偶者特別控除を受けるときは、配偶者の合計所得金額を必ずご記入ください。
※あなたの前年の合計所得金額が1,000万円超で、配偶者の合計所得金額が48万円以下である場合は、「同一生計配偶者」にチェックをしてください。（配偶者控除は受けられません。）

※配偶者控除と配偶者特別控除を同時に受けることはできません。
※「扶養控除」は、扶養親族の前年の合計所得金額が48万円以下である場合に受けられます。
※事業専従者や他の人の扶養親族（同一生計配偶者含む）である人はあなたの控除となりません。
※16歳未満の扶養親族は控除になりませんが、非課税判定等に関わるため必ずご記入ください。
※国外居住親族にかかる配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、障害者控除の適用を受ける場合、「親族関係書類」及び「送金関係書類」の添付又は提示が必要となります（源泉徴収票に記載がある場合は不要）。

税額控除

調整控除（市役所が計算しますので記入は不要です）	※合計所得金額2,500万円以上の方に適用なし	
合計課税所得金額	控除額の求め方	
200万円以下の場合	ア 人的控除額の差の合計額（*） イ 合計課税所得金額	ア、イのいずれか少ない額×5％（市3%、県2%）
200万円超の場合	〔人的控除額の差の合計額（*）－（合計課税所得金額－200万円）〕×5％（市3%、県2%） ※下線部分の計算が5万円を下回る場合は5万円として計算します	

配当控除（申告書の記入不要、配当の書類添付・揭示要）					
種類	課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
	利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
私募証券投資信託等	外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

配当割額・株式等譲渡所得割額控除額（申告書の記入不要、配当の書類添付・揭示要）		
区分	市民税	県民税
配当割額・株式等譲渡所得割額控除額	3/5	2/5
支払いの際に市民税・県民税5％が特別徴収された上場株式等の配当等、譲渡所得等を申告する場合は、裏面14・15の各該当欄に特別徴収税額を記入してください。特別徴収税額を上記の割合に案分してそれぞれの所得割から控除し、残額があれば均等割に充当します。充当しきれない金額があれば還付します。特別徴収税額が分かる配当の書類を添付・提示してください。		

住宅ローン控除(表面 6の欄に記入、年末調整、確定申告で申告済みの人は申告不要)	
平成21年から令和4年までに居住を開始した人で、前年の所得税で控除しきれなかった住宅ローン控除額がある場合、以下の方法で求めた金額が市民税・県民税から控除されます。（市3/5・県2/5）	
A 平成26年3月までに居住を開始した人 次の1又は2のいずれか少ない金額（限度額97,500円） 1 住宅ローン控除可能額－所得税額 2 所得税の課税総所得金額等の5％	B 平成26年4月以降に居住を開始した人 （※） 次の1又は2のいずれか少ない金額(限度額136,500円) 1 住宅ローン控除可能額－所得税額 2 所得税の課税総所得金額等の7％

※住宅の対価等の額に含まれる消費税の税率が8%又は10%に該当しない場合はAを適用

寄附金税額控除（表面 5の該当する欄に支払額を記入、領収書の添付・揭示要）		
次の寄附金を支払った場合、一定の方法により計算した金額が市民税・県民税から控除されます。 (1) 都道府県、市区町村への寄附金（ふるさと納税） (2) 神奈川県共同募金会、日本赤十字社神奈川県支部への寄附金 (3) 神奈川県条例指定寄附金 (4) 鎌倉市条例指定寄附金 ※ふるさと納税について、特例控除の対象となる市区町村への寄附は(1)へ、特例控除の対象外となる市区町村への寄附は(2)へ、寄附金額を記入してください。	市民税・県民税の課税総所得金額－人的控除額の差の合計額	特例控除率
	～1,950,000円	84.895%
	1,950,001円～3,300,000円	79.79%
	3,300,001円～6,950,000円	69.58%
	6,950,001円～9,000,000円	66.517%
	9,000,001円～18,000,000円	56.307%
	18,000,001円～40,000,000円	49.16%
	40,000,001円～	44.055%
	0円未満（課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合）	90%
	0円未満（課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有する場合）	地方税法に定める割合

<基本分①> ア、イのいずれか少ない金額-2,000円×10% ア 寄附金の合計額 市6% イ 総所得金額等の30% 県4%	+ <ふるさと納税特例分②> ア、イのいずれか少ない金額 ア 〔1〕の金額-2,000円〕×(特例控除率) イ 市・県民税所得割の20%	= 控除額 市3/5 県2/5
--	---	-----------------------

ワンストップ特例制度に該当する場合、上記①、②に加え、所得税控除相当分が市民税・県民税から控除されます。
※ 特例控除率は課税総所得金額から「人的控除額の差の合計額」を引いた額を右の表に当てはめて求めます。

前年中に次の寄附金を支払った場合、一定の方法により計算した金額が市民税・県民税から控除されます。該当する欄に「支払額」をご記入ください。
①都道府県、市区町村への寄附金（ふるさと納税）　③神奈川県が条例で指定する寄附金
②神奈川県共同募金会、日本赤十字社神奈川支部への寄附金　④鎌倉市が条例で指定する寄附金
5 寄附金税額控除（支払額）

都道府県・市区町村分 (特例控除対象) 神奈川県共同募金会 日赤神奈川県支部	円	神奈川県条例指定分	円
都道府県・市区町村分 (特例控除対象以外)	円	鎌倉市条例指定分	円

外国税額控除（外国所得税が分かる書類の添付・揭示要）

外国で所得税や市民税・県民税に相当する税金を課税された場合、一定の方法により算出した額が所得割から控除されます。
※確定申告で外国税額控除を申告済みの人は申告不要です。

所得割の税率				
区分	市民税	県民税		
総所得分	6%	4.025%		
分離課税分	一般の譲渡	5.4%	3.6%	
	国・公共団体への譲渡	3%	2%	
	一般の譲渡	3%	2%	
	優良住宅地(特定)	2,000万円以下	2.4%	1.6%
		2,000万円超	3%-12万円	2%-8万円
	居住用財産(軽課)	6,000万円以下	2.4%	1.6%
		6,000万円超	3%-36万円	2%-24万円
一般株式等の譲渡等	3%	2%		
上場株式等の譲渡等	3%	2%		
上場株式等の配当等	3%	2%		
先物取引	3%	2%		

<市民税・県民税が非課税となる人>

(1) 障害者・未成年者・寡婦・ひとり親に該当し前年の合計所得金額が135万円以下の人、又は1月1日現在において生活保護法の規定による生活扶助を受けている人は、「全額が非課税」となります。

(2) 前年の所得金額が次の額以下の方は、「全額が非課税」又は「所得割のみ非課税」となります。

非課税範囲	判定基準となる所得	扶養親族がいない人	扶養親族がいる人
全額	合計所得金額（※1）	45万円	35万円×（1+同一生計配偶者及び扶養親族の数）+21万円+10万円
所得割のみ	総所得金額等（※2）	45万円	35万円×（1+同一生計配偶者及び扶養親族の数）+32万円+10万円

※1 合計所得金額は、損益通算後の各所得（分離課税される所得は特別控除前の金額）を合算した金額です。

※2 総所得金額等は、合計所得金額に純損失・雑損失等の繰越控除を適用した金額です。

●全額が非課税となる人には納税通知書を送付しませんので、あらかじめご了承ください。

上場株式等の配当等・譲渡所得等の申告方法の選択について	
証券会社等から支払いを受ける際に市民税・県民税5％が特別徴収された上場株式等の配当等、譲渡所得等は原則として申告不要ですが、税の還付等を受けるために任意で申告できます。ただし、これらの所得を申告すると、その所得は扶養控除や配偶者控除の適用、非課税判定や保険料等の算定の基礎となる「合計所得金額」・「総所得金額等」に含まれることになります。その結果、ご自身やご家族の税額が上がったり、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料などに影響が生じる場合があります。また、これらの所得について所得税の確定申告をした場合、原則として市民税・県民税でも同じ課税方式が適用されますが、納税通知書が送達される時（6月初旬に発送予定）までに、確定申告とは別に「市民税・県民税申告書」を提出していただくことで、所得税と異なる課税方式を選択することが可能です。（全額を申告不要とする場合は、確定申告書に必要な事項を記載するだけで、市への申告は不要となります。）所得税と異なる課税方式を選択する場合は、申告書裏面の一番下にある「上場株式等の所得に関して、所得税の確定申告とは異なる課税方式を選択する場合にはチェックしてください。」の項目にチェックをしてください。（確定申告書一式の写し、特定口座年間取引報告書等の市民税・県民税の特別徴収税額が分かる資料、上場株式等の所得に関する課税方式選択の申出書（ホームページに掲載）の3点の添付が必要です。）	
なお、上場株式等の譲渡所得の損失を確定申告し、市民税・県民税で申告不要とする場合、市民税・県民税では当該損失の繰越控除を適用することができません。	

「所得・控除を証明する書類」の添付又は揭示について	
次の書類を添付書類台紙に貼り付けて申告書とともに提出するか、又は申告時に提示してください。 ①給与所得者及び年金所得者は、支払者が発行する源泉徴収票 ②株式の配当や譲渡がある人は、年間取引報告書や支払通知書 ③その他の収入がある人は、収入及び必要経費が分かるもの ④各種控除に必要な証明書、領収書等〔医療費控除の明細書（セルフメディケーション税制を選択する場合は、その明細書及び健康保持増進等のために一定の取組みを行ったことを示す書類）、社会保険料の支払額が分かる書類（国民年金保険料は納付済額のお知らせ又は領収書）、小規模企業共済等掛金、生命保険料・地震保険料の控除証明書、寄附金の領収書、在学証明書など〕 ※障害者手帳を持っていない人でも、65歳以上で要介護1～5の認定を受けている人など、一定の要件に該当する人は「障害者控除対象者認定書」を提出することで障害者控除を受けることができます。認定要件や認定書の発行について詳しくは「高齢者いきいき課 TEL 61-3899」へ	

「所得・控除を証明する書類」の添付又は揭示について	
※その他、ご不明点は「市民税課 TEL 61-3921」へお尋ねください。	